

令和7年11月26日

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

株式会社アンドロード

株式会社アンドロードの従業員が仕事と子育てを両立し、すべての従業員がその能力を十分に発揮できる職場環境をつくるため、次世代育成支援対策推進法第12条に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1 計画期間

令和8年1月1日から令和10年12月31日までの3年間

2 目標

目標1

従業員が年次有給休暇を取得しやすい環境を整備し、計画期間の終期までに、従業員1人当たりの年次有給休暇の平均取得日数を年間5日以上とする。

目標2

子育て中の従業員が仕事と育児を両立しやすいよう、育児休業や短時間勤務制度などの両立支援制度を整備・周知し、制度の利用を希望する従業員が、円滑に利用できる状態とする。

3 目標達成のための対策及びその実施時期

(1) 目標1に関する対策（年次有給休暇の取得促進）

対策1 年次有給休暇の取得状況の把握

令和8年1月～

- 従業員ごとの年次有給休暇の取得状況を、年1回以上確認し、一覧で管理する。

対策2 計画的な年次有給休暇の取得の促進

令和8年1月～

- 各従業員に対し、年度の途中で年次有給休暇の取得予定について確認し、業務に支障のない範囲で取得を促す。
- 半日単位での取得ができることを就業規則等に明記し、その内容を従業員に周知する。

対策3　社内周知

令和8年1月～

- 年次有給休暇取得促進に関する会社の方針および取得ルールを文書でまとめ、事務所内に掲示する。

(2) 目標2に関する対策（子育てと仕事の両立支援）

対策1　両立支援制度の整備

令和8年1月～

- 育児休業、短時間勤務制度、子の看護休暇等について、関係法令に基づき就業規則等を整備する。

対策2　制度内容の周知

令和8年1月～

- 育児休業および短時間勤務制度等の概要を1枚程度にまとめた案内文書を作成し、従業員に配布または事務所内に掲示する。
- 新たに採用した従業員に対し、入社時に両立支援制度の内容を説明する。

対策3　個別相談への対応

令和8年1月～

- 妊娠・出産・育児等により制度の利用を希望する従業員が申し出た場合には、代表者または管理者が面談を行い、利用可能な制度および勤務の調整について説明する。

以上